

議 題

(1) 会長・副会長の選出について

○北見市自治区設置条例―抜粋―

平成 18 年 3 月 5 日

条例第 14 号

(協議会の会長及び副会長)

第 6 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

会 長	
副会長	